

<具体策>

- ・地公法・地方自治法改正を受け、自治体での条例・規則等の改正を行うこと。
- ・臨時・非常勤教職員等に対して、経験や職務に応じた賃金の適正な支給を行うなど、同一価値労働同一賃金とすること。
- ・臨時的任用教職員の初任給格付けの制限・昇給上限の撤廃、あわせて臨時的教員は、教育職2級の適用をすすめること。
- ・非常勤教職員の報酬は在勤に係る手当等を含んだものとすること。また、時間外勤務手当、期末手当を支給すること。
- ・非常勤教職員への手当支給が可能となるよう地公法・地方自治法等を改正すること。
- ・休暇等については労働基準法、男女雇用機会均等法等を下回ることのないようにすること。また、諸権利についても正規職員と同様とすること。
- ・任用は業務に応じたものとし、空白期間を撤廃すること。
- ・社会保険について事業主変更となっても要件を満たす場合、資格を継続させること。
- ・採用試験における受験年齢制限の撤廃、経験等による試験の緩和をすすめること。
- ・大学法人・私立学校等の非正規教職員、公立共済の医療職場の非正規職員について、正規化を促進するなど労働条件の改善を行うこと。18年4月の無期転換ルール回避目的での雇止めをしないこと。

9) 幼稚園・認定こども園教職員

<政策目的>

- 子どもの権利条約をふまえ、一人ひとりの子どもたちの幼年期からの育ちを保障するため、教育条件の改善・教職員の勤務労働条件の改善をすすめる。

<具体策>

- ・学校教育法第27条に定める必要な教職員の配置をすすめること。
- ・身分保障・賃金を義務制教員と同等に改善し、教育職(三)表の全員適用をはかること。
- ・「幼保一体化」をすすめるにあたっては、教職員の処遇改善、身分保障や研修の充実をはかること。また、地域の状況をふまえ、安易な幼稚園の統廃合につながらないようにすること。
- ・認定こども園・預かり保育について、子どもの最善の利益のために、施設・教職員などの拡充をはかること。
- ・認定こども園の設置にかかわる保育教諭の免許取得に関しては、講習を受けやすい環境を整えること。
- ・児童虐待防止法を実効あるものとするため、相談や避難施設、人的配置など具体的な施策とともに、研修の内容・機会の充実をはかること。

10) 事務職員

<政策目的>

- ゆたかな学びを保障する教育条件整備をすすめるため、学校事務に関する施策を確立する。

<具体策>

- ・学校教育法が「事務をつかさどる」と改正されたことから、事務職員の職務職責が明確となるよう県・市町村教委の条例・規則等改正をすること。
- ・地教行法改正により「共同学校事務室をおくことができる」とされたことから設置について推進し、必要な条例・規則等について整備を行うこと。必要な人員について定数配置を促進すること。また、室長については当該学校の事務職員とすること。
- ・事務職員の複数配置基準の引下げ、共同学校事務室への定数加配、要保護・準要保護加配基準の改善、高校事務職員の定数など計画的改善を行うこと。
- ・小中学校に事務長の配置をすすめること。そのためにも、事務長の加配を行うこと。
- ・国6級格付けについて、国庫負担の給与財源措置を引き続き継続すること。
- ・職能段階に応じた研修制度を体系的に充実すること。そのため、事務職員を研修の企画・立案担当者として配置すること。
- ・事務職員の採用については、「学校事務」・「教育事務採用」を継続すること。
- ・学校事務職員制度を拡充するため学校事務に関わる権限の一部を事務職員に委任し、責任と役割が明確になるように位置づけること。
- ・政令市への給与負担等移譲にともなう給与水準の引下げ等について、県職員との均衡をはかり改善すること。また「学校事務採用」を継続し、任用一本化を行わないこと。

11) 養護教員

<政策目的>

- すべての幼稚園・小学校・中学校・高校・特別支援学校に養護教諭を配置し、子どもの健康権を確立する。

<具体策>

- ・幼稚園、高校の養護教諭を必置職員とするため、学校教育法の改正を行うこと。また、養護教諭を置かないことができる学校教育法附則第7条を撤廃すること。
- ・養護教諭の複数配置基準引下げを早期に実現すること。

12) 現業職員

<政策目的>

- 子どもたちが安心して学べる場を保障するため、すべての学校に現業職員を配置し、学校の安全・安心に関する施策を確立する。